



**新型コロナウイルス感染症の影響関連のおしらせ
国民年金保険料の納付に関する
特別措置について**

つねより、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があり、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きを受け付けています。

このたび、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、失業や事業の休廃止に至らない場合や、主たる収入源を喪失すること等にもなう所得急減により、失業等に準じる場合でも、保険料の納付免除・猶予の申請ができることになりました。

●対象者

(以下の①及び②のいずれも満たす者であること)

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少した者

・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務(業務委託契約等を含む。)が失われるなどにより収入が減少したこと。

②収入の減少により相当程度まで所得低下

の見込みがある者

①により、令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中に見込まれる所得が、国民年金保険料の免除等の基準適用相当になることが見込まれること。

●対象期間等

令和2年2月以降の保険料を対象とすること。

※新型コロナウイルス感染症の影響による免除等の手続きは、今後の感染症拡大等の動向により期間の変動があります。

●添付書類

(通常の免除・猶予申請に追加して必要なもの)

・「所得の申立書(臨時特例用)」

※ただし、事後に、当該所得申立書に記載された簡易な所得見込額の内容を明らかにすることができると書類(令和2年2月以降の任意の1カ月分の契約解除通知書等の写し(所得見込額等が分かるもの)、事業所の業務帳簿(事業収入欄等)の写し、給与明細書 などを確認させていただく場合があります。

●留意点

・免除等期間については、追納をしないかぎり将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

・免除等の適用後にあつても、10年以内であれば追納が可能です。

・一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料納付がないと給付等に結びつきません。

障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届(診断書)の提出期限延長

障害の程度の診査が必要な障害基礎年金、障害厚生年金等の受給権者は、厚生労働大臣が指定した年における誕生日の属する月の末日までに、「障害状態確認届(診断書)」を日本年金機構に提出しなければなりません。

しかし、治療の観点からは急を要さない「障害状態確認届(診断書)」の取得等のみを目的とした受診を回避する必要があることから、「障害状態確認届(診断書)」提出期限を延長することになりました。

●対象者

・障害状態確認届の提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等

●延長後の提出期限

・現在の提出期限の1年後
※延長後の提出期限前に障害の程度が悪化した場合は、診断書を添えて額改定請求(増額改定請求)を行うことができます。

くわしくは、年金事務所へご相談ください。

・**洪川年金事務所 国民年金課**
(0279・22・1614)

令和2年度群馬県介護支援専門員 実務研修受講試験について

令和2年10月11日(日)に実施される群馬県介護支援専門員実務研修受講試験について、試験案内を役場住民課窓口及び保健センター窓口において配布いたします。

受験を希望される方は申し込み期限である6月30日(火)までにお持ち帰りのうえお申し込みください。(試験の詳細については、試験案内をご覧ください。)

なお、試験案内については下記の場所でも配布しております。

- 群馬県社会福祉協議会福祉人材課(県社会福祉総合センター6階)
- 県内各市役所・各町村役場
- 県庁(介護高齢課、県民センター)
- 県内各保健福祉事務所

《お問い合わせ先》 役場住民課 ☎63-2111(内線62)
群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 ☎027-280-4107(試験専用ダイヤル)

！特例定額給付金に関する詐欺に注意！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

●あやしいな?と思ったら、遠慮なくご相談ください。

- ・消費者ホットライン(局番なしの3桁)188
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン
☎0120-213-188
- ・お住まいの市町村・お近くの警察署



information

吾妻広域町村圏 振興整備組合 消防職員・介護職 員の募集について

吾妻広域町村圏振興整備組合では、令和3年度に採用する職員を募集します。(採用日 令和3年4月1日)

●採用予定職種・人員

- ・消防職 1名
- ・介護職 1名

(吾妻養護老人ホーム勤務)

●受験資格

- 次の①②のいずれかに該当し、それぞれ③④の条件を満たす者。
- ①高等学校を卒業または令和3年3月卒業見込みの者。
- ②高等学校卒業程度認定試験合格者または令和3年3月までに合格見込みの者。

消防職

- ③採用後、吾妻郡内に居住できること。
- ④平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。

介護職

- ③介護福祉士または来春までに取得予定の者。
- ④昭和56年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。

●試験日・内容・会場

○第1次試験

(群馬県町村会が実施する県内町村職員採用統一試験)

- ・期日 令和2年9月20日(日)

- ・内容 教養試験及び適性検査

- ・会場 バイテック文化ホール(中之条町大字西中之条1355)

○第2次・3次試験

(第1次・2次試験合格者を対象とする)

※介護職は2次試験まで

- ・内容 作文・口述試験(面接)・体力試験(消防職のみ)

・期日

令和2年10月中旬から11月下旬

- ・会場 バイテック文化ホール他

●受験申し込み期間

令和2年7月1日～7月31日

※受験申し込み書は、組合ホームページからダウンロードできます。

また、7月1日以降吾妻広域事務局並びに、消防職は消防各署、介護職は吾妻養護老人ホームに用意します。

●申し込み方法

簡易書留または特定記録郵便(7月31日必着)、あるいは直接持参で吾妻広域町村圏振興整備組合事務局へ提出してください。

●申し込み・問い合わせ先

吾妻広域町村圏振興整備組合事務局
〒377-0425

群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条135番地(バイテック文化ホール2階)
☎0279・75・4700

詳しくは吾妻広域町村圏振興整備組合ホームページに掲載します。
<http://www.aga-kouiki.jp/>(または「あがつま広域」で検索してください。)



吾妻広域消防本部・ 東部消防署の庁舎 移転のお知らせ

吾妻広域消防本部・東部消防署は、以下の場所へ移転します。

●新住所

吾妻郡東吾妻町大字植栗1174番地1(旧太田中学校)
☎0279・68・0119

●新庁舎業務開始日

令和2年6月15日(月)
※電話番号及びFAX番号については、従前と変更ありません。

庭木剪定・刈払機 講習のご案内

- 会場 沼田市薄根公民館ほか

- 日程 令和2年6月16日(火)、17日(水)、18日(木)

●対象

60歳以上でシルバー人材センター入会希望者

・職種転換や就業を希望するシルバー人材センター会員

- 定員 15名

- 受講料 無料

●申し込み

群馬県長寿社会づくり財団シールバー連合事業グループ育成事業係
☎027・255・6400

※本講習は厚生労働省群馬労働局の委託事業として実施されるものです。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により開催日の変更、または中止となる場合があります。

